

患者様・ご家族様へ

医療センターへの受診について

選定療養費の改定についてのお知らせ

(紹介状なしで受診される患者様の負担金について)

選定療養費とは、病院と診療所（かかりつけ医）の機能分担の推進を図るために国が定めた制度で、患者様は負担する義務があります。

診療報酬改定に伴い令和4年10月1日より許可病床200床以上の地域医療支援病院では、他の医療機関からの紹介状（診療情報提供書）なしに受診される患者様に対し、初診時7,000円以上、再診時3,000円以上の金額を徴収する責務があります。

当センターは一般病床210床の地域医療支援病院で、これに該当します。この制度に基づき、以下のとおり徴収させていただきますので、ご理解のほどお願いいたします。

初診時選定療養費	7,700円(税込)←(9月迄)5,500円(税込)
再診時選定療養費	3,300円(税込)←(9月迄)2,750円(税込)

※当センター宛名書きのない保険医療機関や健診機関からの検査結果の報告書のみは、紹介状に該当しません。

※選定療養費免除対象者

- ・救急搬送等で来院した救急患者
- ・生活保護や難病の疾病等による各種公費負担制度の受給対象者

【初診時選定療養費】

原則として、かかりつけ医からの紹介状を基本として受け付けします。紹介状がない場合は、初回および再初診の際に初診に係る料金として7,700円を患者様より徴収させていただきます。

【再診時選定療養費】

当センターでは治療により病状が安定した患者様につきましては、他の医療機関に紹介を行っておりますが、医師の再診の指示がなく患者様ご自身の判断で引き続き当センターを受診される場合に、通常の診療費の他に係る料金として、受診の都度3,300円を患者様より徴収させていただきます。

天草地域医療センター院長